紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年三月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鶴田　光雄　　木村　勝男　　野口　行敏
原田　泰治　　柚木沙彌郎　　爲近　美榮
蟻川　浩雄　　豊島　和子　　小滝　敏郎
石川　哲也　　馬渕　隆一　　後藤　守宏
西澤喜兵衞　　後藤　京子　　近野　兼史
豊泉　聖子　　河合　實　　植田　勝典
山田　晃久　　梶原　徳二　　鳥海　恭生
皆川　孝

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年三月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

韓　昌祐　　大野　逸郎　　塗師祥一郎
高久　尚子　　大村　智　　三木　俊治
藤森　兼明　　澤口　希能　　金澤　佑光
井上　武雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

佐藤八重子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年三月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

雄武漁業協同組合
株式会社山越
日新製薬株式会社
株式会社横瀬オーディオ
株式会社ローソン
株式会社コノミヤ
株式会社ニトリ
株式会社日本ビルシステムズ
松原建設株式会社
海祥海運株式会社
リンナイ株式会社
株式会社アイザック
ファナック株式会社
株式会社ヒロセ
ヒロ・チャーム株式会社
株式会社ヤナセ
株式会社岡部
糸久株式会社
宗教法人出雲大社
中西電機工業株式会社
大昭建設株式会社
東京都民共済生活協同組合
日産自動車株式会社
焼津信用金庫
野村不動産株式会社
イオンリテール株式会社
マックスバリュ東海株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年三月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故志村秀雄遺族　志村　惠子
故長峯美和子遺族　長峯　雅裕

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年三月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故久保峯由遺族　久保ツユ子
故田中フヤ子遺族　高田　正喜

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ニジェール国大統領イスフ・マハマドゥ閣下の大統領再任につき、四月一日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

社内検定認定公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号）第一条第一項の規定により次の社内検定を平成二十八年三月二十四日付けで認定したので、社内検定認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　認定事業主等の名称
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会
二　認定事業主等の所在地
東京都新宿区市谷仲之町三番二号
三　認定社内検定の名称
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会家政士社内検定
四　認定社内検定の対象職種の名称
家政サービス

関東地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月6日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　河川の名称　利根川水系綾瀬川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成28年4月6日
3　廃川敷地等の位置　東京都足立区花畑七丁目5627番4地先から同都同区花畑二丁目5355番33地先まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地6,385.26平方メートル

（図面省略）

公告

諸事項

工場財団

東京都新宿区西早稲田三丁目31番6－1001号**野間口雅彦**の工場財団に茨城県筑西市下野殿字新山1122番地3、1123番地4筑西市下野殿1122番3発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年4月6日

東京都新宿区西早稲田三丁目31番6号**ワセダインベストメント株式会社**の工場財団に茨城県筑西市下野殿字新山1122番地2筑西市下野殿1122番2発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年4月6日

水戸地方法務局筑西出張所

有権者申出方

元当局所属公証人塩谷進の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

平成28年4月6日

東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第3号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、平成28年3月25日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年4月6日

京都地方法務局長　中本　昌彦

記

氏名　竹村　正樹
所属する司法書士会　京都司法書士会
登録番号　京都第409号
事務所の所在地　京都府京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町334番地の32
違反行為　業務外行為等